

# 令和5年度 第1回山形市男女共同参画審議会 会 議 次 第

日 時 令和5年6月6日(火)

午後2時00分～4時00分

場 所 山形市男女共同参画センター「ファーラ」

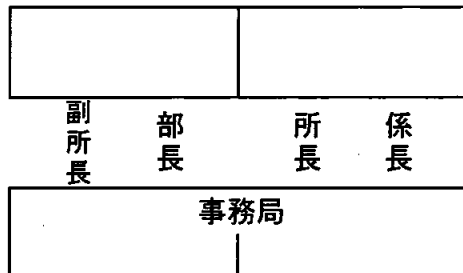
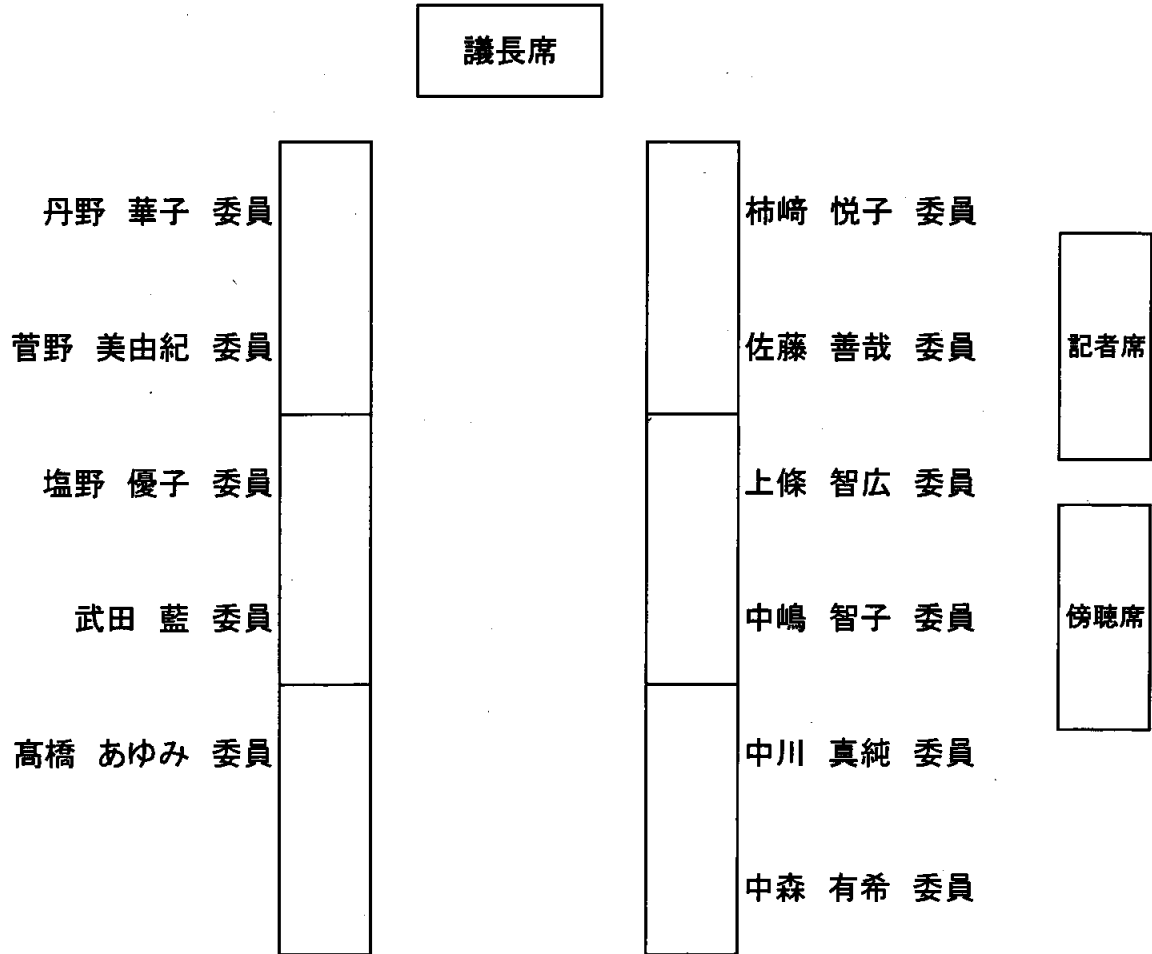
5階 視聴覚室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画調整部長あいさつ
- 4 委員、幹事及び書記の紹介
- 5 正副会長の選出
- 6 新会長・新副会長あいさつ
- 7 専門部会設置及び委員の指名 資料1
- 8 報 告  
令和4年度男女共同参画事業報告について 資料2
- 9 協 議  
令和5年度男女共同参画事業計画(案)について 資料3
- 10 その他  
男女共同参画に関する「一行詩」の募集について
- 11 閉 会

# 令和5年度 第1回山形市男女共同参画審議会 席次

日時: 令和5年6月6日(火) 午後2時~午後4時

場所: 男女共同参画センター 5階 視聴覚室



→ 出入口

令和5年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

	フリガナ 氏名	職業・所属等	備考	
1号 委員	知識 経験 を 有 す る 者	カサキエツコ 柿崎 悦子	大学関係者 山形大学ダイバーシティ推進室 准教授 (山形大学ダイバーシティ推進室 副室長)	1期
		サウヨシヤ 佐藤 善哉	報道関係者 山形新聞社 論説委員	1期
		スズキハツコ 鈴木 肇子	企業関係者 山形商工会議所議員 トヨタカローラ山形株式会社 代表取締役社長	3期
		カシヨトヒロ 上條 智広	男女共同参画センター登録団体 やまがたイグメン共和国 広報大臣	4期
		タカアキラ 田中 暁	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	8期
		カシマトモコ 中嶋 智子	Women's Campus 1期生 株式会社terrace 代表取締役	1期
2号 委員	公募	カガワマミ 中川 真純	公募委員	1期
		カネリユキ 中森 有希	公募委員	1期
3号 委員	関係 行政 機関 及 び 団 体 の 代 表 者	タノハコ 丹野 華子	山形労働局雇用環境・均等室長	2期
		カノミキ 菅野 美由紀	山形県福祉相談センター 相談判定主幹(兼)女性相談センター副所長 (兼)相談判断課長	2期
		シノユキ 塩野 優子	山形市女性団体連絡協議会 副会長	2期
		タダアイ 武田 藍	連合山形地域協議会 女性委員会委員	1期
		タカフユミ 高橋 あゆみ	山形市PTA連合会 母親委員長	1期
		カママサオ 長沼 政直	山形市中学校長会 山形市立第八中学校長	1期
		タダキヨシ 武田 喜好	山形市小学校長会 山形市立西小学校長	3期

<幹事> 企画調整部長  
企画調整部次長(兼)男女共同参画センター所長  
<書記> 男女共同参画センター 副所長  
男女共同参画センター 参画推進係 係長  
男女共同参画センター 参画推進係 主幹  
男女共同参画センター 参画推進係 主査

畑口 和久  
高橋 真枝  
遠藤 朋宏  
五十嵐 葉子  
板垣 隼人  
大石 唯

## 資料 1

### 山形市男女共同参画推進条例に基づく専門部会の設置と委員について

#### 1 専門部会の設置について

- (1) 山形市男女共同参画推進条例第26条第1項に基づいて専門部会を設置する。
- (2) 山形市男女共同参画推進条例第21条第2号に規定する事項については、原則として専門部会において審議する。ただし、専門部会の決定をもって、審議会における審議事項とすることができる。
- (3) 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- (4) 部会長は、部会を代表し、会議の議長となる。
- (5) 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

#### 2 専門部会の委員について

- (1) 山形市男女共同参画推進条例第26条第2項により、専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- (2) 会長が指名する委員は3人で組織する。
- (3) 専門部会委員の任期は、この審議会委員の任期に従うものとする。ただし、再任を妨げない。

## 参考資料

### 山形市男女共同参画推進条例

#### (苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

#### (所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

#### (専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

### 山形市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理に関する事務取扱要領

#### (申出に対する対応)

第4条 市長は、申出を受け付けた場合は、次の各号により迅速に当該申出に対応するものとする。

(1) 男女共同参画センターと、受け付けた申出に関する施策を担当する課等その他関係課等の協議を行うものとする。

(2) 次のアからウまでに該当する申出である場合は、速やかに審議会に当該申出に対する対応について諮問するものとする。

ア 大幅な予算上の措置を要する申出

イ 制度、施策等の見直しを要する申出

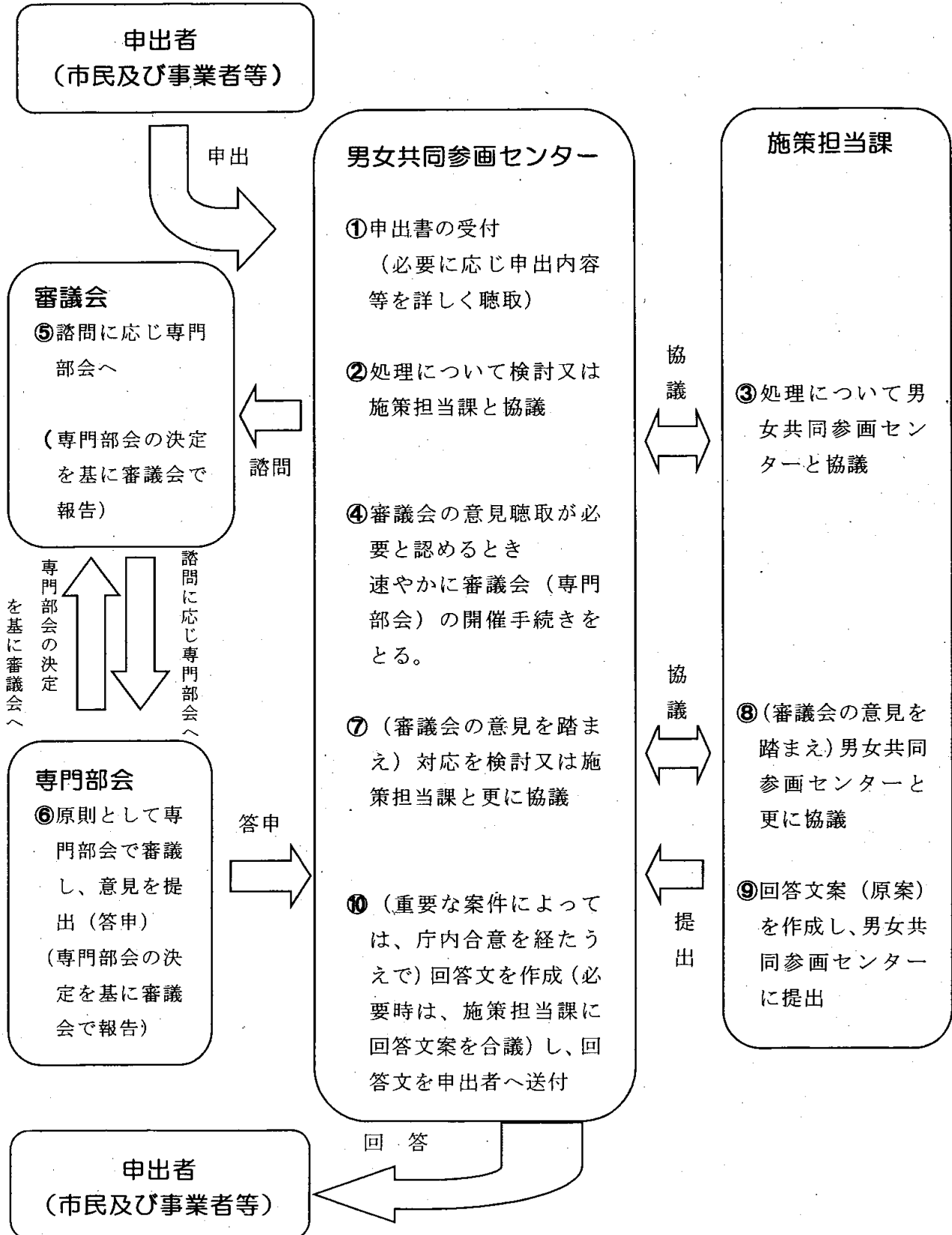
ウ ア及びイに掲げるほか、市長が特に審議会の意見を聴く必要があると認める申出

(3) 前号の諮問に対する審議会の答申を最大限尊重し、庁内の調整を図るものとする。

(4) 前3号の規定による対応の結果について、申出者に対し、当該申出の対応の内容について、申出対応通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

# 条例に基づいた苦情申出に関する対応の流れ

## 1. 概要について



※ 審議会の意見聴取が必要でない場合は、④～⑧を省略する。

## 2. 申出内容による対応について

### 申出書の受付後の対応

男女共同参画センターで苦情の申出書を受付後、対応を検討します。  
また、申出の内容により施策担当課と調整・協議のうえ対応します。

### 男女共同参画審議会への意見聴取を判断

苦情の申出内容について、重要性や緊急性等について検討し、必要があるときは、企画調整部長が男女共同参画審議会（専門部会）へ意見聴取の手続きを進めます。

#### ①対応処理の軽微なもの

対応が多くの人に  
影響を及ぼすことがな  
いものについては、事務  
の煩雑化・長期化を防ぐ  
ため、庁内で処理しま  
す。

#### ②緊急性があるもの

申出の対応は、審議会  
への諮問手続きなどで  
時間がかかることから、  
緊急性を要する事項の  
場合は、迅速な対応のた  
め庁内で処理します。

#### ③重要性があるもの

大幅な予算の措置、制  
度や仕組み、施策につい  
て見直し等を行う必要  
があるときは重要性が  
あると判断し、男女共同  
参画審議会（専門部会）  
の意見を聴取します。

#### ①対応処理の軽微なもの

#### ②緊急性があるもの

### 市の対応を調整

市の対応について、庁内で調  
整します。

### 回答及び審議会へ報告

申出者へ回答書を送付し、対  
応内容について、後日審議会に  
報告します。

#### ③重要性があるもの

### 男女共同参画審議会（専門部会）での審議

審議会は、市長の諮問に応じ意見の申出の対応につ  
いて意見を述べます。対応にあたっては、第三者的な  
立場での意見として、客観的で冷静な検討が求められ  
ます。

なお、審議会に専門部会を設置することで苦情の申  
出について対応することとしており、専門部会の決定  
に基づいて答申します。

### 市の対応の調整と回答、審議会へ報告

審議会の答申を受けた後、庁内で調整のうえ、申出者  
へ回答書を送付します。なお、回答にあたっては、審議  
会の意見を最大限尊重します。

また、対応内容については、後日審議会へ報告しま  
す。

## 1 男女共同参画の推進

## (1) 山形市男女共同参画審議会の開催

山形市男女共同参画推進条例に基づいて、男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を2回開催した。

第1回 令和4年6月10日(金)

第2回 令和4年12月14日(水)

## (2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に設置している「山形市男女共同参画推進本部(本部長:副市長)」において、令和4年2月に策定した第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」を総合的に推進した。また、令和3年度をもって終了した第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン(平成28年度~)」の事業評価を行った。

## ①第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」の状況調査報告

令和3年度事業の状況について、全庁的な調査及び評価を行い、評価結果を山形市男女共同参画審議会に報告し、広報やまがた及び市ホームページで公表した。

## ②審議会等における女性委員登用推進に向けた取組み

女性委員の比率を確実に向上させるため、女性委員の積極的な登用に向け、全庁的な呼びかけを行った。

## ③市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に関する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、年2回(6月・3月)男女共同参画に係る情報の提供を行った。

## (3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成及び相互交流の促進を図った。

## ①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する女性団体の活動を支援した。

・山形市女性団体連絡協議会運営費補助金 600千円

## ②ファースト市民企画講座の実施

広く一般市民を対象とした男女共同参画社会実現を目的として開催する講座等を行う市民団体3団体3講座に対し、講座の周知広報、経費等の支援を行った。

	実施団体	開催日	補助額 (円)
	目的	講師	
1	映画で男女共同参画を考える会	R4. 8. 28(日)	42,830円
	映画鑑賞を通じて、東日本大震災とコロナ禍の二重苦に向き合う東北ならではのヒントを学ぶ。	実施団体	
2	15YELL	R4. 12. 4(日)	25,321円
	女性の心とからだの仕組みを知ること、自分自身を大切に、これからどんな生き方を選択していくのかを、親子で対話しながら探っていくことを目的とする。	生理トレーニング ®認定講師	



3	ヤマガタ防災・減災Action!	R5. 1. 22(日)	37,307円
	避難所運営訓練を通じ、男女共同参画の視点を知る。今、足りない視点や市民ができることのヒントを知ることで、自助を高め、地域防災に対し必要な男女共同参画を目指す。	実施団体	

(4) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

連携中枢都市圏連携事業により、山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町の7市7町によるセンターの広域活用を行い、圏域全体での男女共同参画意識の高揚を図った。

・令和4年度利用状況

	利用総数			不明
	連携市町	山形市		
講座受講者数(人)	978	46	925	7
相談件数(件)	502	47	449	6
貸館利用団体数	580	47	529	4
図書貸出人数(人)	68	2	66	0

2 男女共同参画計画の推進

(1) 市の審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針の意思決定過程での女性の参画を進めるため、市の審議会等委員に占める女性委員の割合を40%（行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合を50%）としているが、より実効性をもたせるため、下表のとおり目標値を整理し取り組むこととし、令和4年12月14日付男女共同参画推進本部決定事項として全庁に通知を行った。

選任方法	女性委員割合の目標値
公募、個別依頼	50%
関係団体からの推薦	50% ※
行政機関等の充て職	

※当面は第4次プランにおける市内事業所における女性管理職の割合の目標値である21%を最低目標値とした。

①女性委員の参画状況調査の実施

審議会等委員における女性委員の参画状況について調査を実施するとともに、選任・改選時期が近づく審議会等については、「チェックシート」を活用し、女性委員の選任等に向けた意識付けを図った。

・令和5年3月31日現在 女性委員の比率 27.0%

・参画率の推移

※基準日：3月31日現在

調査年	審議会			審議会委員		
	審議会総数	女性委員を含む審議会数	女性委員を含む審議会比率(%)	委員総数(人)	うち女性委員(人)	女性委員の比率(%)
H29	37	36	97.3	622	179	28.8
H30	37	36	97.3	624	182	29.2
H31	37	37	100.0	625	187	29.9
R2	38	38	100.0	648	202	31.2

R3	38	37	97.4	649	195	30.0 (35.3)
R4	38	37	97.4	658	197	29.8 (33.8)
R5	38	38	100.0	662 (495)	179 (163)	27.0 (32.9)

※( )内の数字は充て職を除いた割合

令和5年3月31日現在 審議会等委員内訳

委員の内訳		男性(人)	女性(人)	計(人)	目標値	女性委員割合	
市長		4		4			
公募		0	1	1	50%	37.3%	×
知識・経験を有する者	(担当部署による選任)	47	27	74			
	(各団体等への依頼による選任)	174	84	258	50%*	32.1%	×
関係団体等		111	51	162			
関係行政機関		73	5	78		6.4%	
市議・市職員		78	11	89		12.4%	
計("市長"除く)		483	179	662	40%	27.0%	×
(充て職等除く)		332	163	495	50%	32.9%	×

※「市内事業所における女性管理職の割合」21%を最低目標値とする。

女性委員比率別審議会一覧 (令和5年3月31日現在)

女性委員比率	審議会数	審議会の名称 (順不同)
40%以上	11 (28.9%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会</li> <li>・男女共同参画センター運営委員会</li> <li>・消費生活審議会</li> <li>・個人情報保護制度運営審議会</li> <li>・情報公開・個人情報保護審査会</li> <li>・清掃問題審議会</li> <li>・働く女性の家運営委員会</li> <li>・子ども・子育て会議</li> <li>・開発審査会</li> <li>・社会教育委員</li> <li>・市立図書館協議会</li> </ul>
40%以下	27 (71.1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政不服審査会</li> <li>・防災会議</li> <li>・国民保護協議会</li> <li>・文化財保護委員会</li> <li>・郷土館運営協議会</li> <li>・スポーツ推進審議会</li> <li>・住居表示委員会</li> <li>・交通安全対策会議</li> <li>・国民健康保険運営協議会</li> <li>・予防接種健康被害調査委員会</li> <li>・感染症診査協議会</li> <li>・環境審議会</li> <li>・社会福祉審議会</li> <li>・民生委員推薦会</li> <li>・老人ホーム入所判定委員会</li> <li>・介護認定審査会</li> <li>・障害支援区分判定審査会</li> <li>・森林整備推進協議会</li> <li>・公設地方卸売市場取引委員会</li> <li>・都市計画審議会</li> <li>・景観審議会</li> <li>・建築審査会</li> <li>・水防協議会</li> <li>・自転車等駐車対策協議会</li> <li>・総合学習センター運営協議会</li> <li>・青少年問題協議会</li> <li>・少年自然の家運営協議会</li> </ul>

・女性委員比率別審議会（充て職除く）一覧（令和5年3月31日現在）

女性委員比率	審議会数	審議会の名称（順不同）
50%以上	8 (21.1%)	・郷土館運営協議会 ・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・環境審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・市立図書館協議会
50%以下	30 (78.9%)	・行政不服審査会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・国民健康保険運営協議会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・清掃問題審議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・子ども・子育て会議 ・森林整備推進協議会 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・開発審査会 ・景観審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・総合学習センター運営協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会

②女性委員比率の見込み

審議会等委員への女性の登用については、部等ごとに女性委員比率の数値目標（毎年度末）を設定した年次計画を作成し取組みを進めている。また、市の裁量で委員の人選が可能な場合については、女性委員を積極的に選任するよう周知した。

（令和4年度調査時）

年次計画	令和4年3月末	令和5年3月末	令和8年3月末
審議会等	29.8	27.1	32.0
女性委員比率 (%)	(33.8)	(32.1)	(38.3)

※かっこ内は充て職を除いた割合

③女性人材バンクの整備・活用

市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい女性の人材バンクを整備し、各課へ情報の提供を行った。

- ・登録者 48名（令和5年3月末日現在）
- ・情報提供 審議会等委員の改選に係る情報提供 3件

(2) 公民連携による女性人材育成事業（令和4年度～）

～まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形～

①目的

近年、山形市から県外への転出超過が続いており、特に若年女性の人口流出が顕著となるなど、若年女性の地元定着が地域課題となっている。そこで、山形市で生活する女性が抱える悩みや課題を、自ら解決することを目指す探求型プログラムを実施することにより、地域で活躍する女性リーダーを養成し、“女性が輝くまち山形”の実現及び若年女性の地元定着を図るため。

なお、この事業は、資生堂ジャパン株式会社から寄附をいただいた企業版ふるさと納税と、資生堂株式会社がつ女性活躍支援のノウハウ、および山形市と包括連携協定を締結している株式会社 Ridilover(リディラバ)が持つ人材育成のノウハウを活かし、公民連携で実施した。

## ②事業内容

- ・企業等の経営者向けのセミナーや、組織のトップとして活躍している女性を招きトークイベントを開催し、女性活躍推進のための意識高揚を図った。

	開催日	内容	講師	受講者数
1	令和4年 5月23日(月)	女性活躍推進 トップセミナー	(株)資生堂人財本部 副CPO 芦田 恵美子 氏 山形市 井上副市長	45社 56名
2	令和4年 6月3日(金)	トークイベント& 事前説明会	(株)資生堂 代表取締役常務 鈴木 ゆかり 氏 Community Nurse Company(株) 代表取締役 矢田 明子 氏	56名

- ・女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指す探求型プログラムのワークショップを実施

	開催日	内容	参加者数
1	令和4年 6月30日(木)	・自己紹介ワーク ・課題ディスカッション ・ビューティーセッション(資生堂)	19名
2	7月28日(木)	・山形市職員との対話ワークショップ ・グループディスカッションワーク	18名
3	8月25日(木) ～26日(金)	・グループのテーマに合った団体活動の見学・体験、 関係者との意見交換 ・講演聴講 NPO 法人シガ・ルザーズシスターフッド 代表理事 吉岡 マコ 氏	13名 オンライン5名
4	9月29日(木)	・グループディスカッション(市関係者参加) ・ビューティーセッション(資生堂)	17名 オンライン2名
5	10月28日(金)	・グループディスカッション	18名
6	11月19日(土) ～20日(日)	・各グループ Action	19名
7	12月6日(火)	・各グループ発表(市民公開)	20名 (発表会参加者80名)
8	12月22日(木)	・交流会	16名 (一般参加者4名)

## (3) 男女共同参画意識の啓発

### ①情報紙「ファーラ」の発行

男女共同参画社会の形成を目指して、男女共同参画に係る様々な情報を広く提供するため、年2回(9月、3月)情報紙を各3,600部発行し、関係機関等に周知した。

(配置場所) 市役所、男女共同参画センター、各公民館・コミュニティセンター、市立図書館、霞城セントラル、子育てランドあ〜べ、高齢者交流サロン等

(送付箇所) 市内の従業員5人以上の事業所、市内各小・中学校、男女共同参画関係機関等

### ②小学生用男女共同参画学習資料の配布、改訂版の内容検討

小学校における男女共同参画を啓発するため、小学2、4、6年生を対象とした男女共同参画学習資料「きらり かがやいて」を市内小学校37校へ配布し、道徳等の授業のほか、家庭でも活用するよう促進を図った。また、令和5年度から配布するための新たな学習資料の内容検討を行った。

・令和4年度配付部数及び活用状況

対象学年	発行部数	活用状況・割合
2学年	2,400部	37校中 37校 (100.0%)
4学年	2,500部	36校中 36校 (100.0%)
6学年	2,550部	36校中 36校 (100.0%)

※該当学年がない学校は、活用校数に含めない。

(4) イクボス制度の啓発

男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進するため、イクボス制度に関する啓発を図った。

- ①山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施
- ②広報やまがた、情報紙等によるイクボス制度の周知啓発

(5) DV防止及び支援対策

①DV対策庁内連絡会議の開催

「配偶者等からの暴力」相談への対応に関し、庁内の関係課等の連絡会議を開催した。関係課等が相互に連携しながら、DV被害者に対する適切な支援、取組みの推進を図った。

・令和4年度DV相談実績

相談件数	307件	対前年比	△16件	
相談人数	245人	対前年比	+14人	
内訳	男性	15人	対前年比	△4人
	女性	230人	対前年比	+18人

②相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者から相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を開催した。

開催日	内容	講師	受講者数
令和4年 12月2日(金)	安心感・安全感を与える相談 対応の基礎 ～支援に役立つカウンセリング スキル～	山形大学地域教育文化学部附属教職 研究総合センター客員准教授・山形 県公認心理師・臨床心理士協会会長 伊藤 洋子 氏	27名

③DV防止の啓発

様々な機会をとらえてDV防止のパンフレット等を配布するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」週間（11月21日～25日）に合わせ、市職員管理職によるパープルリボン着用の取組みやDV防止パネル展示等により広く啓発を行った。

・パープルリボンツリー・パネル展示

市役所1階エントランスホール 令和4年11月21日(月)～25日(金)

ファーラ4階交流フロア 令和4年11月12日(土)～25日(金)

・DV防止啓発グッズ・啓発リーフレットの配布

市内各高校、大学、学習施設（マナビー）に啓発リーフレット・DV相談カード入りポケットティッシュを配布

(6) 性の多様性に関する理解促進への取組み

多様な考え方、多様な生き方、多様な働き方、多様な性を互いに認め合い、尊重できる社会づくりのため、性の多様性に関する理解促進を図った。

①市民リーフレット

平成2年10月作成の性の多様性に関するリーフレットを配布し、性の多様性に関する市民の理解促進を図った。

作成部数 2,000部

配布先 市有施設、市内小・中・高等学校

②性の多様性に関する図書コーナーの充実

男女共同参画センター性の多様性関連書籍数 70冊（令和4年度末）

③LGBT講座の開催

・市民向け講座

開催日	内容	講師	受講者数
令和5年 2月16日(土)	「フツー」って何だろう？ ～多様な性のあり方を考えよう～	山形大学人文社会科学部 人文社会科学科准教授 池田 弘乃 氏	17名 (うちオンライン4名)

・教職員向け研修会

開催日	内容	講師	受講者数
令和4年 9月22日(木)	教育現場におけるLGBTの 児童・生徒への対応	福島学院大学大学院心理学研究科 教授・学校心理士スーパーバイ ザー 梅宮 れいか 氏	小学校 12校 中学校 2校

④性の多様性について学ぶための学習資料の見直し

新たに令和5年度配付分から中学1年生用の資料を作成し、性の多様性に関する内容を掲載した。

⑤性的マイノリティに関する実態把握

性的マイノリティ当事者への聴き取り調査（当事者：4名、当事者の家族：2名）を実施

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する作品募集

男女共同参画に関する作品（一行詩）の募集を通して、男女共同参画に対する市民の理解促進と宣言都市としての気運の醸成を図った。

入賞者には記念品贈呈を行い、入賞作品のリーフレット・ポスターを作成のうえ市有施設等に設置するとともに広報やまがた、市ホームページで周知を行った。

・令和4年度

	応募作品	入賞作品	最優秀賞	優秀賞	入選	佳作
大学・一般の部	151	8	1	2	5	0
中学・高校の部	756	22	1	3	10	8

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

場所：男女共同参画センター 4階

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

開催日	内容	講師	受講者数
令和4年 6月23日(木)	藤沢周平文学 ～世間を超えていく女性たち～	山形大学エンロールメント・ マネジメント部 教授 山本 陽史 氏	23名

③法律相談「女性の権利110番」の実施（共催：山形県弁護士会）

実施日 令和4年6月28日（火）

会 場 男女共同参画センター

相談件数 10件（面談7件、電話3件）

#### 4 男女共同参画センター事業

##### (1) 学習事業

第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき事業を実施した。

また、介護や育児等で来所が難しい方等を向けに、オンラインでの参加も可能とする講座を開催した。

##### ①自主企画講座

種別	実施状況	受講者数
女性学講座	1回	29名
エンパワーメント講座	2回	12名
男女共同参画講座	2回	24名
イクメン・カジメン・イクジイ講座	2回	24名 (親子12組)
育児サークル交流研修会	3回	31名
DV防止講座	1回	17名 (うちオンライン 4名)
女性活躍推進講座	1回	10名
働く女性の講座	4回	50名 (うちオンライン 7名)
健康講座	4回	80名
LGBT講座（再掲）	1回	17名 (うちオンライン 4名)
男女共同参画宣言都市記念講座（再掲）	1回	23名
計	22回	317名 (うちオンライン15名)

##### ②出前講座

###### ・小・中学生向け出前講座

学校・学年	受講者数
第三小学校6年生	72名
本沢小学校3・4年生	28名
高瀬小学校6年生	20名
第九小学校5年生	101名
出羽小学校2年生	68名
計	289名

・事業所向け出前講座

事業所名	内容	受講者数
東ソー・スペシャリティマテリアル株式会社	育児休業・産後パパ育休に関する研修	17名

③ファーラ市民企画講座の実施(再掲)

3団体3講座 受講者数 82名(内オンライン参加1名)

(3) 市民活動支援事業

①ファーラ市民企画講座 (再掲)

②貸館(貸室)事業実績

年度	利用者数 (人)	利用者数 (人)	
		男性(人)	女性(人)
令和2年度	4,849	1,448	3,401
令和3年度	4,568	1,409	3,159
令和4年度	6,132	1,963	4,169

(4) 相談事業

①一般相談(女性カウンセラーによる心の健康、夫婦、親子に関する相談)

【実施日等】開館日毎日、週27時間、予約制

年度	相談件数(件)	相談人数 (人)	相談人数 (人)	
			男性(人)	女性(人)
令和2年度	458	253	61	192
令和3年度	282	201	35	166
令和4年度	391	221	39	182

②法律相談(弁護士による離婚、相続、損害賠償等に関する各種相談)

【実施日等】毎月第2・第3・第4金曜日、16時~18時、予約制

年度	相談件数(件)	相談人数 (人)	相談人数 (人)	
			男性(人)	女性(人)
令和2年度	108	108	32	76
令和3年度	113	113	54	59
令和4年度	111	111	37	74

③女性の健康相談(助産師による女性の思春期から更年期までの身体と心の相談)

【実施日等】随時

年度	相談件数(件)
令和2年度	67
令和3年度	68
令和4年度	64



(5) 生理用品の無償配付 (令和4年8月～)

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性に無償で配布した。

- ・配付方法 男女共同参画センター窓口への申し出による
- ・配付実績 26件

(6) 情報収集提供事業

図書、DVD、全国男女共同参画関連施設情報誌等の収集・提供

年度	蔵書数 (冊)	貸出実績	
		人数 (人)	冊数 (冊)
令和2年度	5,402	46	90
令和3年度	5,233	53	135
令和4年度	5,172	68	113

(7) 交流事業

男女共同参画センター4階の交流コーナーを開放

年度	利用者数 (人)	性別	
		男性 (人)	女性 (人)
令和2年度	1,436	782	654
令和3年度	1,332	629	703
令和4年度	1,579	659	920

※令和2年6月19日～新型コロナウイルス感染症対策により利用時間を制限

<参考> 男女共同参画センター利用状況

年度	利用者数 (人)	性別	
		男性 (人)	女性 (人)
令和2年度	7,160	2,384	4,776
令和3年度	6,795	2,194	4,601
令和4年度	8,514	2,786	5,728

※講座受講者 (出前講座受講者除く) ・貸館利用者・相談利用者・交流コーナー利用者の合計

※利用者数 前年比125% (1,719人増)

## 1 男女共同参画の推進

## (1) 山形市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を開催する。

・令和5年度開催予定

(第1回：6月6日(火)、第2回：12月中旬予定)

## (2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

第4次「いきいき山形男女共同参画プラン（令和4年度～8年度）」を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に設置している「山形市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」により、男女共同参画施策の推進を図っていく。

## ①第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査

令和4年度事業の取組状況について全庁的な調査を行い、調査結果を山形市男女共同参画審議会に報告し、広報やまがた及び市ホームページで公表する。

## ②市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に対する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、男女共同参画に係る情報の提供を年2回以上行う。

## (3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成を図るとともに、団体の相互交流の促進を図る。

## ①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する女性団体の活動を支援する。

・山形市女性団体連絡協議会運営費補助金（予算額） 600千円

## ②ファースト市民企画講座の実施

男女共同参画社会実現を目的とする内容の事業を行う市民団体に対し、講座の周知広報、経費等の支援を行う。

・市民企画講座事業実施団体謝礼（予算額）300千円

## (4) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

山形連携中枢都市圏連携協約の締結により、村山地域の7市7町による広域活用により圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図る。

## 2 男女共同参画計画の推進

## (1) 公民連携による女性人材育成事業（別紙）

まち、わたし、きらめく Women 's Campus 山形

## ①目的

企業課題や地域課題を解決できる女性リーダーの育成を目指す。

## ②事業内容

- ・女性活躍推進トップセミナー 令和5年5月25日(木)実施
  - 第1部：山形市企業と連携して女性活躍に取り組む理由  
山形市副市長 井上 貴至
  - 第2部：大企業と地元企業が示す女性活躍推進の戦略と実践  
株式会社資生堂人財本部副チーフピープルオフィサー 芦田 恵美子 氏  
東北電化工業株式会社 會津 圭一郎 氏
- ・探究型ワークショップ 6月から2月までの期間に8回実施

## (2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針の意思決定過程での女性の参画を進めるため、市の審議会等委員に占める女性委員の割合を令和8年度まで40%（行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合を50%）とすることを目標に、積極的な女性委員の登用を働きかける。

取り組む際の目標設定として、市の裁量で選任する委員を50%、関係機関への推薦を依頼する委員については50%に向けた新たな目標を設定し、委員選任にあたってチェックシートを活用しながら全庁的にさらなる女性委員の参画をすすめていく。

また、各課へ市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい「女性人材バンク」を活用してもらうために、情報の提供を行う。

## (3) 男女共同参画意識の啓発

### ①情報紙「ファーラ」の発行

男女共同参画社会の形成を目指して、男女共同参画に係る様々な情報を広く提供するため、情報紙を年1回（3月）発行する。

発行にあたり、編集協力員3名のうち2名を公募し、企画・原稿執筆等を担ってもらう。

・発行予定部数 各3,600部

### ②小・中学生用男女共同参画学習資料の配布

内容の改訂を行った新たな学習資料を小学1年生、4年生、中学1年生用に配布し活用の促進を図る。

## (4) イクボス制度の啓発

男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進するため、イクボス制度に関する啓発を図る。

### ①山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

山形市役所内での「イクメン応援全力プラン」の実施

### ②広報やまがた、情報紙等によるイクボス制度の周知啓発

## (5) DV防止及び支援対策

### ①DV対策庁内連絡会議の開催

「配偶者等からの暴力」相談への対応に関し、庁内の関係課等の連絡会議を開催する。関係課等が相互に連携しながら、DV被害者に対する適切な支援、取組みの推進を図る。

②相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者からの相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を開催する。

③DV防止の啓発

様々な機会をとらえてDV防止のパンフレット等を配付するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、市職員管理職によるパープルリボン着用の取組みやDV防止パネル展示等により広く啓発を行う。

(6) 性の多様性に関する理解促進への取組み

多様な考え方、多様な生き方、多様な働き方、多様な性を互いに認め合い、尊重できる社会づくりのため、性の多様性に関する理解促進と情報提供を図る。

①性的マイノリティーに関する実態把握

②市職員及び市民を対象としたLGBT研修会の実施

③リーフレット等による周知啓発

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する作品募集

男女共同参画宣言都市としての気運を醸成するため、男女共同参画に関して、自由な形式で思いをつづる「一行詩」（大学・一般の部、中学・高校の部）の募集を行う。

・募集期間：令和5年7月29日（土）まで

・審査期間等：【審査会】9月上旬開催、【結果通知】入賞者のみ、【表彰式】10月下旬

・入賞作品のPR：入賞作品を広報やまがた、市ホームページへの掲載のほか、入賞作品集をまとめたリーフレット、ポスターを作成する。

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

開催日	内容	講師	募集定員
令和5年 6月30日(金)	紫式部の社会を見る目 —漢文学から得たもの—	東北文教大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆 氏	30名

③法律相談「女性の権利110番」の実施

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座の実施

介護や育児等で来所が難しい方向けに、できる限りライブ配信対応の講座を開催し、より多くの学習機会を提供する。

講座種別	実施（予定）回数
女性学講座	1回
エンパワーメント講座	3回

男女共同参画講座	2回
イクメン・カジメン・イクジイ講座	1回
育児サークルリーダー研修会	3回
DV防止講座	1回
働く女性の講座	3回
女性活躍推進講座	1回
健康講座	4回
LGBT講座	2回
男女共同参画宣言都市記念講座	1回（再掲）

## ②出前講座の実施

- ・小中学校向け出前講座「いのちの学習」 7校で実施予定
- ・企業・事業所向け出前講座 10事業所で実施予定

## ③ファーラ市民企画講座の実施（再掲）

## (3) 市民活動支援事業

### ①ファーラ市民企画講座の実施（再掲）

### ②貸館（貸室）事業の実施

男女共同参画社会実現を目的として活動している市民団体に対し、ファーラの貸館を行う。

## (4) 相談事業

①一般相談【相談体制】女性カウンセラー、開館日毎日、週27時間、予約制

②法律相談【相談体制】弁護士、毎月第2・第3・第4金曜日、16時～18時、予約制

③女性の健康相談【相談体制】女性助産師、随時

## (5) 情報収集提供事業

男女共同参画に関する図書・DVD等収集し、市民への情報提供を行う。

## (6) 交流事業

男女共同参画課センター4階の交流コーナーを小グループの打合せ等に使用できるよう開放する。

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- (3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

#### （市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

#### （事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

#### （性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

#### （公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

### 第2章 基本的施策等

#### （男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

#### （年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例(平成7年市条例第34号)第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。



4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べるることができる。

#### 第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]